

協議事項 No. 1－①

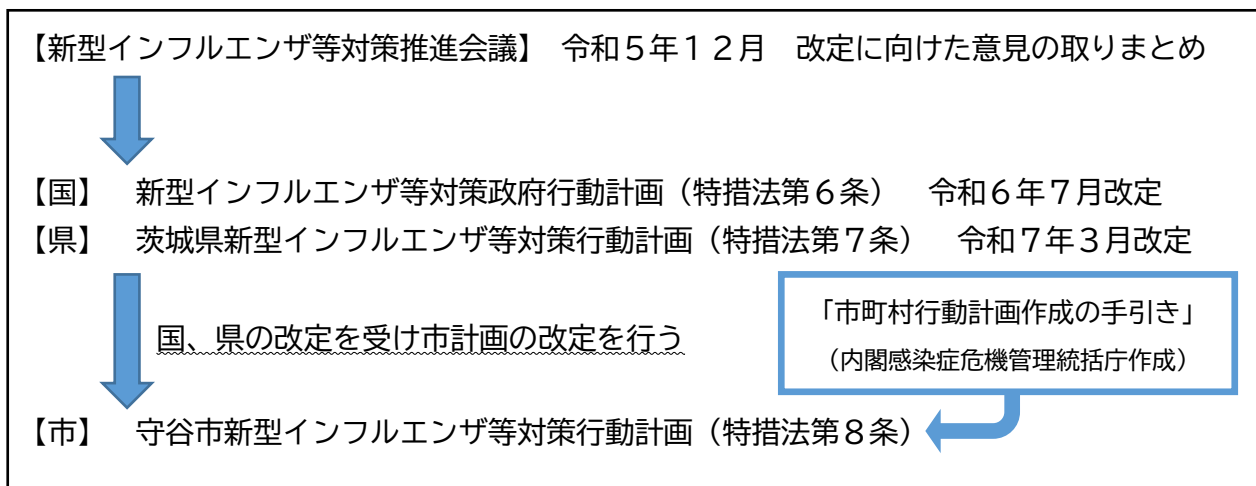
守谷市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の概要

守谷市保健予防課

1 改定の経緯

平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、それに基づく計画とするため、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び県の「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されたのを受け、平成26年度に「守谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定された。

今般、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応の経験やその課題を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画及び県行動計画が全面改定されたことを踏まえ、市行動計画の改定を行うもの。



2 主たる対策項目

国及び県行動計画の対策項目は13項目であるが、それぞれの役割分担のもと、特措法（第8条第2項）に基づき以下の7項目とし、平時における対応やワクチンについて内容を充実させた。

※赤字下線は新規項目

対策項目	新計画 (国・県 13項目)	新計画 (市 7項目)	現計画 (国・県・市 6項目)
①実施体制	○	○	○
②情報収集・ <u>分析</u>	○	—	○ (サーベイランス・情報収集)
③サーベイランス	○	—	○ (サーベイランス・情報収集)
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	○	○	○ (情報提供・共有)

⑤水際対策	○	—	—
⑥まん延防止	○	○	○ (予防・まん延防止)
⑦ワクチン	○	○	—
⑧医療	○	—	○
⑨治療薬・治療法	○	—	—
⑩検査	○	—	—
⑪保健	○	○	—
⑫物資	○	○	—
⑬市民生活及び経済の安定の確保	○	○	○

3 フェーズごとの計画

有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取り組みの充実を図るものとする。全体を以下の3期に分けて記載。

- ・準備期：感染症が発生する前段階（平時）
- ・初動期：感染症の発生初期（新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）
- ・対応期：感染症のまん延以降、収束するまで（封じ込めを念頭に対策対応する時期から特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまで）

新計画	現計画
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期 ・初動期 ・対応期 	<ul style="list-style-type: none"> ・未発生期 ・海外発生期 ・国内発生期（県内未発生期） ・県内発生早期 ・県内感染期 ・小康期
「項目」ごとにそれぞれの期を記載	「期」ごとにそれぞれの項目を記載

4 7つの対策項目の概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施 ・市行動計画等の策定や体制整備・強化 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理委員会や対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の強化 ・職員の派遣・応援への対応 ・緊急事態措置に関する総合調整
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する情報提供・共有 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報提供 ・誰もが理解しやすい内容や方法での情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期から引き続き、繰り返しの情報提供 ・市民等の不安の解消
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等からの要請に基づくまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の勧奨と徹底の要請 ・施設の使用制限、学級閉鎖・休校等への対応
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種体制の構築 ・医師会等関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築（医療従事者、資材、会場の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の実施 ・健康被害救済への対応
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練等を通じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の一元化や外部委託等による業務効率化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する健康観察や生活支援への協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄状況や配置手順の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄・配置状況の随時確認 ・備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦市民生活及び経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対する物資・資材の備蓄の勧奨 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時遺体安置所の準備 ・事業継続に向けた準備等の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身への影響に関する施策 ・生活支援を要する者への支援 ・埋火葬の円滑な実施に向けた措置・手続き ・社会経済活動の安定の確保に関する措置や支援

5 対策項目別の主な改定内容

	新計画 (主な追加内容)	現計画
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・まん延時における職員の派遣・応援への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備及び連携強化 ・対策本部の設置
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別等に関する啓発・対応 ・偽・誤情報に関する啓発・対応 ・双方向コミュニケーションの実施 ・リスク評価に基づく方針の決定・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・学校等における状況把握 ・情報提供、注意喚起及び感染対策の周知徹底 ・相談窓口の充実・強化
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の勧奨 ・施設の使用制限等の対応 ・職場における感染対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いや咳エチケット、マスク着用、人込みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築 ・DXの推進 ・システムを活用した接種記録の管理 ・健康被害救済 	<ul style="list-style-type: none"> ※「予防・まん延」項目内に記載 ・特定接種・住民接種の実施
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ・健康観察及び生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ※「医療」項目内に記載 ・地域医療体制の整備
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄状況等の確認 ・供給に関する相互協力 	<ul style="list-style-type: none"> ※「実施体制」項目内に記載 ・物資及び資器材の備蓄等
⑦市民生活及び経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続に向けた準備等の呼びかけ ・心身への影響に関する施策 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・事業者に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者への生活支援 ・埋火葬体制の整備 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定等